

○宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

平成24年 3 月13日

要綱第 3 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、木造住宅の耐震改修等の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から人命を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日付け国官会第2317号）に基づき、宇和島市の区域内に存する木造住宅の耐震改修、耐風改修、耐震シェルター等設置又はブロック塀等安全対策工事に要する経費に対し、予算の範囲内において宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、関係法令及び宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年愛媛県要綱）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- （2） 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成26年愛媛県要綱）に基づき登録された事業者をいう。
- （3） 耐震診断 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- （4） 耐風診断 令和 2 年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定（以下「告示基準」という。）への適合性を、「2021年改訂版瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」を参考に、建築士、瓦屋根診断技師、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技師等が判定する瓦屋根の耐風診断をいう。
- （5） 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算見積書を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- （6） 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（補強工事を含む。）で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- （7） 耐震シェルター等設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ること

を目的として実施する耐震シェルター等設置工事をいう。

(8) 耐風改修工事 告示基準に適合しない瓦屋根に対して、地震・強風に対する安全性の向上を目的として実施する葺替え工事で、耐震改修工事業者が行うものをいう。

(9) 耐震改修工事等 耐震改修設計、耐震改修工事、耐風改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

(10) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況、写真及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(11) 耐風改修工事監理 耐風改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況、写真）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(12) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(13) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造（レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。

(14) ブロック塀等安全対策工事 既存のブロック塀等の除却及び建替え（除却・新設）に係る工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 宇和島市内の既存木造住宅の所有者（当該所有者と親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者を含む。以下同じ。）又は宇和島市内のブロック塀等の所有者であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐風改修工事、耐震シェルター等設置工事及びブロック塀等安全対策工事であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修設計にあつては、上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」

という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの

(2) 耐震改修工事にあつては、この要綱の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 耐震改修設計事務所により耐震改修工事監理がされるもの

イ リフォーム瑕疵保険に加入されるもの

ウ 耐震改修工事を行った後、居住の用に供されるもの

(3) 耐風改修工事にあつては、前号の耐震改修工事と併せて実施する耐風改修工事で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 屋根ふき材の脱落防止対策を推進する区域として、愛媛県耐震改修促進計画又は宇和島市耐震改修促進計画に位置付けられた区域に存するもの

イ 耐風診断の結果、「耐震性・耐風性を確保するためには改修の実施が望ましい。」と判定された告示基準に適合しない瓦屋根に対して、葺替えの結果、建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する屋根構造となるもの

ウ 耐震改修設計事務所により工事監理がされるもの

エ リフォーム瑕疵保険に加入されるもの

オ 耐震・耐風改修工事を行った後も居住の用に供されるもの

(4) 耐震シェルター等設置工事にあつては、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター等設置工事で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 大地震時に住宅の倒壊から生命を守るため愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録制度要綱(令和2年愛媛県要綱)に基づき登録されたもの、公的機関等により安全性の評価を受けたもの又は構造計算により安全性が確かめられたもの

イ 耐震シェルター等設置工事を行った後、居住の用に供されるもの

(5) ブロック塀等安全対策工事にあつては、次のいずれかに該当するもので、市長が別に定める点検表により安全対策が必要と判断されたブロック塀等に係る除却又は建替え(除却・新設)をし、その結果、地震に対して安全な構造(除却する場合を除く。)となるもの

ア 宇和島市地域防災計画又は宇和島市耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等に面するもの

イ 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法に基づく道路、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びに宇和島市が管理する児童遊園等に面するもの

ウ その他市長が必要と認めるもの

（6） 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。
ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の全部又は一部とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が行う耐震改修工事等又はブロック塀等安全対策工事のうち、耐震補強又はブロック塀等の安全対策に明らかに関係しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
耐震改修設計に要する経費	補助対象経費（評価に要する費用を含む。）の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。
耐震改修工事に要する経費	補助対象経費の5分の4以内の額とし、115万円を限度とする。
耐風改修工事に要する経費	① 屋根面積（ m^2 ） $\times 2.4$ 万円 ② 実際の工事費 上記①②を比較し、少ない方の額の100分の23以内の額とし、55.2万円を限度とする。
耐震シェルター等設置工事に要する経費	（1） 耐震シェルター 補助対象経費の10分の10以内の額とし、40万円を限度とする。 （2） 防災ベッド 補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

	る。
ブロック塀等安全対策 工事に要する経費	(1) 避難路沿道等に面するもの（第4条第5号ア） ① ブロック塀等の延長（m）×8万円 ② 実際の工事費（除却費＋建替え費） 上記①②を比較し、少ない方の額の3分の2以内の額とし、30万円を限度とする。 (2) 避難路沿道等以外の道路等に面したもの（第4条第5号イ） ① ブロック塀等の延長（m）×8万円 ② 実際の工事費（除却費＋建替え費） 上記①②を比較し、少ない方の額の3分の1以内の額とし、15万円を限度とする。 (3) その他市長が必要と認めるもの（第4条第5号ウ） 市長が別に定める。

2 同一既存木造住宅に対する耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事に係る補助金の額の合計は115万円を限度とする。

3 第1項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1―1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、交付決定を受けなければならない。

（1）耐震改修設計に係る次の書類

ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

イ 耐震改修設計見積内訳書

ウ 納税証明書（市税の完納を証するもの）

エ 同意書（様式第2―1号）（※所有者と占有者が異なる場合）

オ その他市長が必要と認める書類

（2）耐震改修工事に係る次の書類。ただし、前号の補助を受ける場合にあつては、次のア、キの書類を除く。

ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

イ 耐震改修計画書

- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）
- エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）
- オ 位置図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの）
- カ 耐震改修工事費見積内訳書
- キ 耐震改修設計見積内訳書
- ク 耐震改修工事監理見積内訳書
- ケ 納税証明書（市税の完納を証するもの）
- コ 同意書（様式第2－1号）（※所有者と占有者が異なる場合）
- サ その他市長が必要と認める書類

（3） 前号に併せて行う耐風改修工事に係る次の書類（前号の書類と重複する書類は省略することができる。）

- ア 事業実施計画書（様式第1－2号）
- イ 耐風診断調査票（別表1）
- ウ 耐風改修設計図書（写し）
- エ 耐風改修工事費見積内訳書
- オ 耐風改修工事監理見積内訳書
- カ その他市長が必要と認める書類

（4） 耐震シェルター等設置工事に係る次の書類

- ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）
- イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）
- ウ 位置図、配置図、平面図等（工事内容が記載されたもの）
- エ 耐震シェルター等の強度について、公的機関等により安全性が証明された書類又は構造計算に関する書類

- オ 耐震シェルター等設置工事費見積内訳書
- カ 納税証明書（市税の完納を証するもの）
- キ 同意書（様式第2－1号）（※所有者と占有者が異なる場合）
- ク その他市長が必要と認める書類

（5） ブロック塀等安全対策工事に係る次の書類

- ア 事業実施計画書（様式第1－3号）
- イ 点検表（別表2）
- ウ ブロック塀等の写真・撮影方向位置図
- エ 位置図、配置図、平面図等（除却又は建替え内容が記載されたもの）
- オ ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書

カ 納税証明書（市税の完納を証するもの）

キ 同意書（様式第2—1号）（※所有者と占有者が異なる場合）

ク その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、補助金の受領を耐震改修工事等を行った耐震改修工事業者又はブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、補助対象者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第2—2号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更交付申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第7条第1項に定める必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに宇和島市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修設計に係る次の書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）
- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）
- エ 耐震改修設計図書（写し）
- オ 耐震改修設計請負契約書（写し）
- カ 耐震改修設計代金領収書（写し）
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る次の書類

- ア 耐震改修計画書（耐震改修計画に変更があった場合に限る。）
- イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）（改修耐震診断結果に変更があった場合に限る。）
- ウ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）（改修耐震診断結果に変更があり再度評価を受けた場合に限る。）
- エ 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- オ 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- カ 完了時における報告書（様式第8—1号）
- キ 耐震改修工事請負契約書（写し）
- ク 耐震改修工事代金領収書（写し）
- ケ 耐震改修設計領収書（写し）
- コ 耐震改修工事監理領収書（写し）
- サ リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）
- シ その他市長が必要と認める書類

(3) 前号に併せて行う耐風改修工事に係る次の書類（前号の書類と重複する書類を省略することができる。）

- ア 耐風改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- イ 耐風改修工事写真（耐風改修工事の内容が確認できるもの）
- ウ 耐風改修工事請負契約書（写し）
- エ 耐風改修工事代金領収書（写し）
- オ リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）
- カ その他市長が必要と認める書類

(4) 耐震シェルター等設置工事に係る次の書類

- ア 耐震シェルター等設置工事竣工図（工事内容の記載されたもの）

- イ 耐震シェルター等設置工事写真（工事内容が確認できるもの）
- ウ 完了時における報告書（様式第8—1号）
- エ 耐震シェルター等設置工事請負契約書（写し）
- オ 耐震シェルター等設置工事代金領収書（写し）
- カ その他市長が必要と認める書類

（5） ブロック塀等安全対策工事に係る次の書類

- ア ブロック塀等安全対策工事写真（工事内容が確認できるもの）
- イ 完了時における報告書（様式第8—2号）
- ウ ブロック塀等安全対策工事請負契約書（写し）
- エ ブロック塀等安全対策工事代金領収書（写し）
- オ その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金の受領を耐震改修工事等を行った耐震改修工事等業者又はブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項第1号カ、第2号ク、第3号エ、第4号オ、第5号エに掲げる書類に替えて、耐震改修工事等又はブロック塀等安全対策工事に係る請求書（写し）及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。

（完了期日変更）

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた完了期日までに補助事業を完了することができないときは、市長が別に定める期日までに、宇和島市木造住宅耐震改修等事業完了予定期日変更申請書（様式第9号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業完了予定期日変更承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付請求及び交付）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第11—1号）を市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項後段の規定による届出を行った補助事業者は、前項の規定による補助金の交付請求をするに当たり、その補助金の受領を耐震改修工事等を行った耐震改修工事業者又はブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項の補助金交付請求書に補助金の代理受領に係る委任状（様式第11—2号）を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

4 市長は、補助事業者が第2項の規定により補助金の受領を委任した場合において、前項の規定により補助金を交付したときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付完了通知書（様式第12号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。
（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- （3） 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- （4） 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、宇和島市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修工事等又はブロック塀等安全対策工事に係る補助金は、交付しない。

- （1） 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅（補助対象事業の異なるものを除く。）
- （2） 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となったブロック塀等を有する敷地に存するブロック塀等
- （3） 耐震改修工事等又はブロック塀等安全対策工事について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅若しくはブロック塀等又は交付の対象となる予定の既存木造住宅若しくはブロック塀等（調査等）

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助

事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地調査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。